第**58**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時

場所

大阪市平野区加美南一丁目 1番32号

本社3階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- ① 感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ② ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒、検温についてご協力をお願いいたします。
- ③ マスクを着用いただけない場合また発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ④ ご来場の株主様へのお土産の配布は、昨年に引き続き、 取りやめさせていただきます。
- ⑤ 今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (アドレスhttps://www.icom.co.jp/) に掲載させていただきます。

アイコム株式会社

証券コード:6820

OICOM

月 次

招集ご通知		. 1
株主総会参考書	書類	. 5
第1号議案	剰余金の処分の件	. 5
第2号議案	定款一部変更の件	. 6
第3号議案	取締役6名選任の件	. 8
【添付書類】		
事業報告		15
連結計算書類…		35
		37
監査報告書		39

普通郵便等の配達日の繰り下げについて

2021年10月以降、普通郵便等の配達日の繰り下げが行われており、従来より数日到着が遅くなっております。郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合は、お早めにご返送いただきますようお願い申し上げます。

株主各位

大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号 (本社事務所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号)

アイコム株式会社

代表取締役社長 中岡洋詞

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強く お願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により、議決権を行 使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年 6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げま す。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権の行使について」(3頁から4頁まで)をご参照のうえ、上記の行使期限までに議決権を行使ください。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月28日 (火曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号 本社3階会議室(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項 報告事項

- 1. 第58期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第58期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

以上

インターネットによる開示について

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.icom.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書|
 - ③連結計算書類の「連結注記表」
 - ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤計算書類の「個別注記表」

従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際 して監査した対象の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.icom.co.jp/)に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権の行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2022年6月27日(月曜日) 午後5時30分受付分まで

同一の議案につき重複して議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットによる議決権行使を有効とします。
- (2) 上記(1) の場合を除き、重複して議決権を行使された場合、最後に行われた議決権行使を有効とします。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

下記方法での議決権行使は 1回に限ります。

●QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、 同封の議決権行使書副票(右側) に記載の「ログイン用QRコード」 を読み取る。

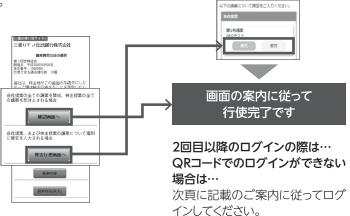


❷議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

❸各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛 否を選択する。





ログインID・仮パスワードを入力する方法

●議決権行使サイトに アクセスする

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

● MUFG 三菱UFJ信託銀行

本サイト利用規定



②お手元の議決権行使書 副票(右側)に記載された 「ログインID」及び 「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

③「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」 の両方に入力



以降は、画面の案内に従って 賛否をご入力ください

「次の画面へ」をクリック

上記記動内容をご了承される場合は、右の「大の直覆へ」をクリックしてくださ

なお、本サイトは午前2時から午前5時までの間、保守・五株0 ともあらかじめこ了家(ガニ)。

本サイトを利用し、株主総合に関するお子続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「ネ サイト利用ガイドをご覧くだめい。

ご利用上の留意点

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマート フォンから、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote. tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可 能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休 止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネッ ト接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウ イルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の 場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のイン ターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございま す。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月27日(月曜日) の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使してい ただき、ご不明な点等がございましたら右記ヘルプデスクへお問 い合わせください。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インター ネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決 権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議 決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることにな りますのでご了承ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワー ド」をご通知いたします。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

600 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への利益還元につきましては、安定的な配当の継続を毎期の連結業績に応じて行うことが必要と考え、1株当たり年間配当額50円あるいは連結配当性向40%のいずれか高い方を下限とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、次のとおり1株当たり25円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき25円
 - 総額 358,820,550円
 - (注) 中間配当を含めた当期の年間配当金は、1株につき50円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

	(ト線は変更固所)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな	
<u>し提供)</u>	
第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	<削除>
会参考書類、事業報告、計算書類および連	
<u>結計算書類に記載または表示をすべき事項</u>	
に係る情報を、法務省令に定めるところに	
従いインターネットを利用する方法で開示	
することにより、株主に対して提供したも	
<u>のとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
	(電子提供措置等)
<新設>	第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、
	電子提供措置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部に
	ついて、議決権の基準日までに書面交付請
	求した株主に対して交付する書面に記載し
	<u>ないことができる。</u>
	(8/15))
	(附則)
<新設>	1. 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインタ
	<u>ーネット開示とみなし提供)の削除および変更</u>
	案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法
	の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)
	<u>附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施</u>
	<u>行の日(以下「施行日」という)から効力を生</u>
	<u>ずるものとする。</u>
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以
	内の日を株主総会の日とする株主総会について
	は、現行定款第18条はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日また
	は前項の株主総会の日から3か月を経過した日
	のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

	以前仅次佣台1	み人(V) こ (1) ()	(0),72,90	
候補者番号	氏名	3		当社における地位及び担当
1	井上	徳造	再任	■ 取締役会長(代表取締役)
2	なかおか 中 歯	洋詞	再任	■ 取締役社長(代表取締役)
3	小路山	# k n s	再任	■ 取締役(総務部長兼社長室担当)
4	* L ざ p	情 幸	再任 社外 独立	■取締役
5	本夛	がき ふみ 田文	再任 社外 独立	■取締役
6	*************************************	洋子	再任 社外 独立	■取締役
再任	再任取締役候補者	社外 社	社外取締役候補者	独立 独立役員

再 任 ┃ ■ 生年月日 ■ 所有する当社株式の数

■取締役会出席状況

1931年2月23日生 2.049.830株 94% (17/18回)

略歴、当社における地位及び担当

1954年 4 月 井上電機製作所を創業

1964年 7 月 (株) 井上電機製作所 (現当社) 設立

同 代表取締役社長

2006年6月 当社 代表取締役会長

2020年8月同代表取締役会長兼社長 2021年6月同代表取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団 理事長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の設立以来、長きに亘り当企業集団の発展を牽引しており、経営全般におい て豊富な経験と知見を有しております。その豊富な経験と知見を取締役の職務に活かすこと により、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任であると考えております。

保補者番号

中岡洋詞

再 仟

■ 生年月日■ 所有する当社株式の数■ 取締役会出席状況

取締役会出席状況 (取締役就任以降)

1961年5月27日生7,800株

93% (14/15回)

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 当社入社

1999年 7 月 Icom America Inc. 代表取締役社長

2006年 6 月 当社 取締役

2008年 6 月 同 執行役員

2019年 4 月 同 海外営業部長

2021年6月同代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

ICOM CANADA HOLDINGS INC. 代表取締役社長 Icom (Europe) GmbH 代表取締役社長 Icom Spain,S.L. 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、アメリカの当社子会社の社長を務める等、海外営業を中心に携わり、当社製品の市場及び会社経営に関する幅広い経験と知見を有しております。また2021年6月より代表取締役社長を務め、当企業集団の発展を牽引しており、その豊富な経験と知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任であると考えております。

候補者番号

けんいち

再 任 │■ 生年月日

■ 所有する当社株式の数

1955年6月6日生 9.450株 100% (18/18回)

■ 取締役会出席状況

略歴、当社における地位及び担当

1974年 3 月 当社入社

1991年10月 同 平野工場長兼製造部長

1996年6月 同 資材部長

1999年6月 同 営業本部参事

2002年5月 同 販売支援室長

2003年 9 月 同 システム室長兼 | T室長

2011年6月 同 総務部長兼社長室長

2013年 6 月 同 執行役員

2014年6月 同 取締役 (現任)

2018年 4 月 同 総務部長兼社長室担当 (現

仟)

重要な兼職の状況

アイコム情報機器株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、製造、資材、営業、総務等の幅広い分野で業務に携わり、当企業集団の業務全般 に関して幅広い経験と知見を有し、現在、総務部門を統括しております。その豊富な経験と 知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任 であると考えております。

候補者番号

よしざわ

青幸

<u>典任</u> ■ 生年月日 社 外 ■ 所有する

■ 所有する当社株式の数■ 取締役会出席状況

1949年3月12日生 -株 100%(18/18回)

略歴、当社における地位及び担当

1992年11月 (株)日黒電波測器を創業

同 代表取締役

2011年10月 同 取締役会長

2013年 3 月 同 取締役会長退任 2014年 6 月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督いただいております。また、指名報酬諮問委員会の委員長及び当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)に規定される独立委員会の委員を務めていただいており、引き続き、当企業集団の企業価値向上に向けて、的確な助言と経営に対する監督が期待できるものと考えております。

取締役会への出席状況

当期中に開催の取締役会18回中18回出席(100%)

独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

社外取締役在任期間

8年(本株主総会終結時)

■ 牛年月日 ■ 所有する当社株式の数

3.100株 100% (18/18回)

1948年3月25日生

■取締役会出席状況

略歴、当社における地位及び担当

2008年4月三洋電機株式会社退職

株式会社エルモ社 専務執行役員

エルモソリューション販売株式会社 代表取締役社長 2010年1月

2012 年 6 月 株式会社エルモ社 取締役副会長

2014年5月同 取締役副会長 退仟

2014 年 6 月 株式会社SOAソリューションズ 代表取締役社長(現任)

2018 年 6 月 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社SOAソリューションズ 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の 立場から経営を適切に監督いただいております。また、指名報酬諮問委員会及び当社株式等 の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)に規定される独立委員会の委員を務めて いただいており、引き続き、当企業集団の企業価値向上に向けて、的確な助言と経営に対す る監督が期待できるものと考えております。

取締役会への出席状況

当期中に開催の取締役会18回中18回出席(100%)

独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再 任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏が代表取締役社長を務 める株式会社SOAソリューションズと当社との間には取引関係はございません。

社外取締役在任期間

4年(本株主総会終結時)

6

村上 洋子

1959年7月21日生 -株 100% (18/18回)

略歴、当社における地位及び担当

2004年 4 月 税理十登録

2004年6月 村上洋子税理士事務所 代表者 (現任)

2020年 6 月 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

村上洋子税理士事務所代表者

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と財務、会計及び税務に関する幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督いただいております。また、指名報酬諮問委員会の委員を務めていただいており、引き続き、当企業集団の企業価値向上に向けて、的確な助言と経営に対する監督が期待できるものと考えております。

取締役会への出席状況

当期中に開催の取締役会18回中18回出席(100%)

独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏が代表者を務める村上洋子税理士事務所と当社との間には取引関係はございません。

社外取締役在任期間

2年(本株主総会終結時)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 吉澤晴幸、本夛昭文、村上洋子の3氏は社外取締役の候補者であります。
 - 3. 責任限定契約の内容の概要

当社と吉澤晴幸、本夛昭文及び村上洋子の3氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合は契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、 各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保 険契約の内容の概要は事業報告(28頁)をご参照ください。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当企業集団は、2021年度以降のV字回復を可能とし、将来的な発展の足がかりとすべく、会社の体質強化(収益力を強化させるビジネスモデルへの転換)を目指して2023年3月期を最終年度とする「中期経営計画2023」をスタートさせており、その2年目を終了しました。

当連結会計年度において、前年度より継続しているコロナ禍の影響は、新たな変異株の流行の波によって大きく変動しましたが、ワクチン接種など対策が進む先進諸国では薄れつつあり、経済活動も活発化してきております。しかしながら、電子部品等原材料の供給不足・高騰は生産面で大きなマイナス影響を及ぼしており、加えて物流の遅延やエネルギー価格高騰、更にはロシアによるウクライナ侵攻が始まり、世界経済に影響を及ぼす懸念材料が増大しました。

当企業集団は、電子部品等原材料の入手難の影響を年度後半から強く受け、一部製品の減産を余儀なくされたことから、その影響を最小限に留めるべく、販売チャネルとの連携強化、代替製品の販売促進、調達方法の多様化を進めるとともに、新規分野である5G関連機器の開発、ロボット化等の業務効率化に注力しました。

品目別では、欧米地域でレジャー用途需要が活発化したことで海上用無線通信機器が増収となり、新型コロナウイルス感染拡大前を超える水準まで回復しました。陸上業務用無線通信機器は、海外市場において経済活動の回復により増収となりましたが、国内市場では前年度第4四半期の防災無線並びにオリンピック需要の反動から減収となったことで、品目全体としても減収となりました。アマチュア用無線通信機器は、減産の影響から旺盛な需要に対応できず前年度に比べ伸び悩みました。

地域別では、先進国を中心に経済活動が活発化しており、欧米地域では新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回るまでに売上が回復しました。アジア・オセアニア地域においても、主要国で増収となりました。国内市場は、前年度第4四半期における特需の反動から減収となりました。

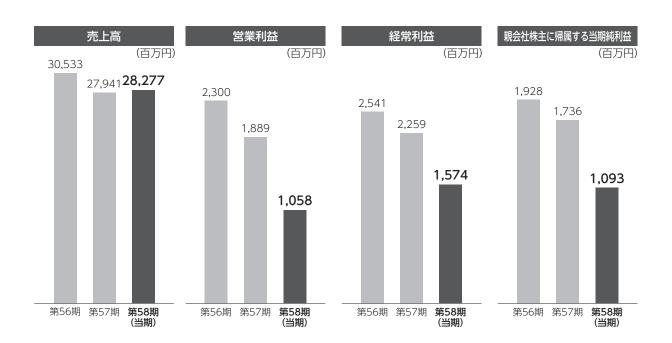
<ご参考>地域別]売_	上高

	/自2020年	会計年度 4月1日) 3月31日)	当連結会 (自2021年 至2022年	増減率 (%)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内	12,247	43.8	10,378	36.7	△15.3
北米	7,409	26.5	8,606	30.5	16.2
欧州 (EMEA)	4,038	14.5	4,467	15.8	10.6
アジア・オセアニア	3,611	12.9	3,853	13.6	6.7
その他 (含む中南米)	634	2.3	971	3.4	53.0
海外計	15,693	56.2	17,898	63.3	14.0
合計	27,941	100.0	28,277	100.0	1.2

これらの結果、売上高は282億7千7百万円(前年同期比1.2%増)、電子部品等原材料の 高騰から売上総利益は113億7千1百万円(前年同期比2.6%減)となりました。試験研究 費、支払手数料等の増加から販売費及び一般管理費が103億1千3百万円(前年同期比5.4% 増)となったことで、営業利益は10億5千8百万円(前年同期比44.0%減)、為替差益の発 生により経常利益は15億7千4百万円(前年同期比30.3%減)、親会社株主に帰属する当期 純利益は10億9千3百万円(前年同期比37.0%減)となりました。

また、当該期間に適用した米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ111.56円及び130.45円であり、前年同期に比べ対米ドルでは5.4%、対ユーロでは5.8%の円安水準で推移しました。

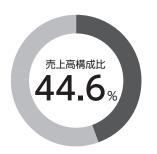
	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
当連結会計年度 (2022年3月期)	28,277	1,058	1,574	1,093
前連結会計年度 (2021年3月期)	27,941	1,889	2,259	1,736
増減率	1.2%	△44.0%	△30.3%	△37.0%

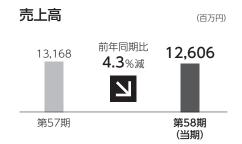


品目別の状況

陸上業務用無線通信機器

海外市場では、欧米地域等で旺盛な需要が復活しており、電子部品等原材料の供給面での制約や物流の混乱等がありましたが、その影響を最小限に抑え、IP無線機と従来型のハイブリッド対応機種や衛星無線機を始めとした新機軸のラインアップで拡販を図ったことにより増収となりました。国内市場では前期第4四半期の防災無線並びにオリンピック需要の反動から大きく減収となったことで、品目全体の売上高も前年同期比4.3%の減収となりました。

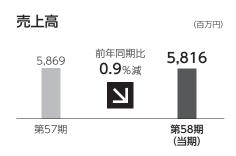




アマチュア用無線通信機器

前年度に引き続き欧米地域での需要は旺盛でしたが、電子部品等原材料の供給面での制約が大きく、前年同期比0.9%の減収となりました。

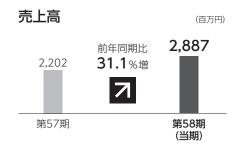




海上用無線通信機器

コロナ禍の影響も一段落し、主に欧米地域でレジャー用途需要が活発化したことにより、前年 同期比31.1%の増収となりました。

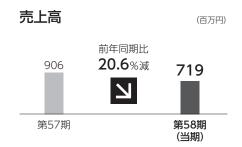




ネットワーク機器

主力である国内市場において、ギガスクール構想等の特需の剥落や電子部品等原材料の供給面での制約から、前年同期比20.6%の減収となりました。





(品目別売上高)

品 目	第58期(当期) (2022年 3 月期)		増減率	構成比
		金額(百万円)	(%)	(%)
陸上業務用無線通信機	器	12,606	△4.3	44.6
アマチュア用無線通信機	器	5,816	△0.9	20.6
海上用無線通信機	器	2,887	31.1	10.2
ネットワーク機	器	719	△20.6	2.5
その他(※1)	6,247	7.8	22.1
合 計		28,277	1.2	100.0

(※1) 上記「その他」の内訳

		88						金額(百万円)	増減率 (%)
f	航	空用	無	線	通	信機	器	1,329	24.4
3	海	洋	航		法	機	器	252	2.9
4	無	線	付	属	機	器	等	4,665	4.1
		合				計		6,247	7.8

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は6億2千8百万円であり、 その主なものは、測定器類及び新製品の金型に対する投資であります。

② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当企業集団がターゲットとする無線通信機器市場では、猛威を振るったコロナ禍の影響も限定的となって、需要も徐々に回復しつつあり、また、リスクへの備えから、無線機のニーズも高まりつつあります。しかしながら、電子部品等原材料の供給不足、資源価格の高騰、物流面の混乱等、先行きの懸念材料は増大する一方となっています。

なお、ロシア市場に対しては輸出を停止しておりますが、現時点で、ウクライナ及びロシアの情勢変化による大きな影響はない見通しです。

市場の旺盛なニーズを着実に捉えるべく、部品在庫の確保、代替品の選定、製品設計変更など必要な対策を実施して、次期業績への影響を最小限とするように取り組んでまいります。

また、中期経営計画に掲げるIP無線、衛星無線の普及促進、コアビジネス事業においては、海外販売拠点の強化、注力顧客(業種・市場)の絞り込みによるニーズにマッチした製品の提案、生産ラインのスマートファクトリー化を目指した取り組みを実施してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(企業集団の財産及び損益の状況の推移)

	X	分		第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期)	第58期(当期) (2022年3月期)
売	上	高	(百万円)	29,700	30,533	27,941	28,277
経常	割	益	(百万円)	2,706	2,541	2,259	1,574
親会社する当	株主に) 負期純和		(百万円)	1,964	1,928	1,736	1,093
1 株 当 期	当 た純 利	り 益	(円)	132.57	130.44	120.17	76.22
総	資	産	(百万円)	61,063	61,703	61,668	63,369
純	資	産	(百万円)	55,304	55,603	56,518	57,736
自己的	資本出	」 率	(%)	90.6	90.1	91.6	91.1
1株当	たり純貧	資産	(円)	3,732.50	3,772.56	3,937.75	4,022.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総 数に基づき算出しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(当社の財産及び損益の状況の推移)

	X	分		第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期)	第58期(当期) (2022年3月期)
売	上	高	(百万円)	26,743	26,930	24,409	23,072
経常	常 利	益	(百万円)	2,457	2,259	2,005	806
当 期	純利	益	(百万円)	1,955	1,794	1,561	529
1 株当期		り 益	(円)	131.96	121.33	108.02	36.86
総	資	産	(百万円)	50,823	51,512	50,613	50,922
純	資	産	(百万円)	46,378	47,123	47,080	47,034
自己	資本比	; 率	(%)	91.3	91.5	93.0	92.4
1株当	áたり純貧	資産	(円)	3,130.10	3,197.21	3,280.20	3,277.03

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総 数に基づき算出しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
Icom America, Inc.	US\$ 10,000	% 100.0	当社製品の販売
Icom (Europe) GmbH	EUR 43,971.10	% 100.0	当社製品の販売
Icom (Australia) Pty., Ltd.	A\$ 208,750	% 100.0	当社製品の販売
Icom Spain, S.L.	EUR 30,050	% 100.0 (0.2)	当社製品の販売
ICOM ASIA CO.,LTD	VND 13,890,000,000	% 100.0	当社への部材の供給、 当社製品の販売
PURECOM CO.,LTD	CNY 616,220	% 100.0	当社への部材の供給、 当社製品の販売
和歌山アイコム㈱	百万円 350	% 100.0	当社製品の製造
アイコム情報機器㈱	百万円 99	% 100.0	当社商品及び製品の販売
Icom America License Holding LLC	US\$ 732,066.89	% 100.0 (100.0)	Icom America, Inc.使用の周波数 ライセンスホルダー
ICOM CANADA HOLDINGS INC.	CA\$ 2,000,000	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.	R\$ 1,000,000	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売
ICOM CENTRAL AMERICA,S.DE R.L.DE C.V.	MXN 3,982,494.53	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売

⁽注) 1.[当社の出資比率] の () 内は間接所有の比率であります。 2.ICOM CENTRAL AMERICA,S.DE R.L.DE C.V.を新たに設立しました。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当企業集団は無線通信機器、ネットワーク機器の製造・販売を主な事業とし、これに附帯する事業を営んでおり、主な製品及び商品は次のようになります。

品目	主要な製品・商品
陸上業務用無線通信機器	業務用トランシーバー 特定小電力トランシーバー
アマチュア用無線通信機器	固定用トランシーバー、レシーバー 車載用トランシーバー、レシーバー 携帯用トランシーバー、レシーバー
海上用無線通信機器	船舶用トランシーバー 携帯用トランシーバー
ネットワーク機器	無線LAN機器
そ の 他	航空用トランシーバー、魚群探知機、マリンレーダー、GPSレシーバー、 マリンプロッター、無線付属機器等

(8) 主要な拠点

内

■当 社

<事業所>

本社 (大阪市平野区)、平野事業所 (大阪市平野区)、加美事業所 (大阪市平野区)、加美東事業所 (大阪市平野区)、加美南事業所 (大阪市平野区)、紀の川事業所 (和歌山県紀の川市)、東京事業所 (東京都中央区)

<研究所>

ならやま研究所 (奈良市)

<営業所>

北海道営業所(札幌市)、仙台営業所、東京営業所 (東京都江東区)、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州営業所(福岡市)

■子会社

<生産拠点>

和歌山アイコム株式会社(本社・有田工場:和歌山県有田郡、紀の川工場:和歌山県紀の川市)

<営業拠点>

アイコム情報機器株式会社(大阪市浪速区)

海外

■子会社

<営業拠点等>

Icom America,Inc. (アメリカ)
Icom (Europe) GmbH (ドイツ)
Icom (Australia) Pty.,Ltd. (オーストラリア)
Icom Spain,S.L. (スペイン)
ICOM ASIA CO.,LTD (ベトナム)
PURECOM CO.,LTD (中国)
Icom America License Holding LLC (アメリカ)
ICOM CANADA HOLDINGS INC. (カナダ)
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO
LTDA. (ブラジル)
ICOM CENTRAL AMERICA,S.DE R.L.DE C.V. (メキシコ)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,009名 (70名)	5名減 (4名増)

- (注) 1. 従業員数は当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。
 - 2. 嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
596名 (60名)	2名減 (1名増)	43歳11ヶ月	18年6ヶ月

- (注) 1. 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。
 - 2. 嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
- (2) 発行済株式の総数

34,000,000株 14,352,822株

(自己株式 497,178株を除く)

13,127名

(3) 株 主 数

(4) 大 株 主

株 主 名	持株数持	株 比 率
井上徳造	千株 2,049	14.28
ギガパレス株式会社	1,472	10.26
光通信株式会社	1,446	10.08
株式会社UH Partners 2	1,379	9.61
公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団	1,000	6.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	681	4.74
株式会社JVCケンウッド	445	3.10
住友不動産株式会社	357	2.49
明治安田生命保険相互会社	326	2.27
アイコム従業員持株会	319	2.23

- (注) 1. 当社は自己株式を497千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

氏	名		名		氏 名		氏 名		名地位及び担当		地位及び担当	重要な兼職の状況
井 _	上徳	造	取締役会長(代表取締役)	公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団理事長								
中局	岡 洋	詞	取締役社長(代表取締役)	ICOM CANADA HOLDINGS INC. 代表取締役社長 Icom (Europe) GmbH 代表取締役社長 Icom Spain,S.L. 代表取締役社長								
小路L	」憲	_	取締役(総務部長兼社長室担当)	アイコム情報機器株式会社代表取締役社長								
吉	睪晴	幸	取締役									
本	夛 昭	文	取締役	株式会社SOAソリューションズ代表取締役社長								
村_	上洋	子	取締役	税理士・村上洋子税理士事務所代表者								
瀬戸	□ 隆	幸	監査役(常勤)									
梅。	本	弘	監査役	弁護士・弁護士法人栄光代表社員 関西テレビ放送株式会社社外監査役								
杉	本 勝	徳	監査役	弁理士・杉本特許事務所代表者								

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第57期定時株主総会において、中岡洋詞氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長に選定され就任いたしました。
 - 2. 2021年6月25日付で代表取締役会長井上徳造氏の社長兼務を解いております。
 - 3. 2021年6月25日開催の第57期定時株主総会において、瀬戸隆幸氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - 4. 2021年6月25日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって、佐野敏彦氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
 - 5. 取締役吉澤晴幸氏、取締役本夛昭文氏及び取締役村上洋子氏は、社外取締役であり、監査役梅本弘氏及び監査役杉本勝徳氏は、社外監査役であります。
 - 6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることになります。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、保険料は当社が全額を負担しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法 取締役会の決議により決定します。
 - (イ) 決定方針の内容の概要

取締役会において、次の決定方針を決議しております。

- i. 取締役の報酬は固定報酬とするが、当社の持続的な企業価値向上の動機付けとなるよう、会社業績及び取締役個々の役位・職責、経営課題への中長期的視点を含めた貢献度等を総合的に勘案のうえ、株主総会で決議された報酬限度枠の範囲内で報酬額を決定する。
- ii. 社外取締役の報酬については、経営からの「独立性」を担保するため会社業績 や貢献度等を勘案しない所定の報酬額とする。
- iii. 報酬の客観性・透明性を高めるため、取締役の報酬額は代表取締役が指名報酬 諮問委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会が決定する。
- (ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

社外取締役が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会において、決定方針との整合性を含め報酬水準等の妥当性を審議しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において年額 300百万円以内(うち、社外取締役分は年額24百万円以内)と決議しております(なお、 使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員 数は7名(うち、社外取締役は2名)です。監査役の金銭報酬の額は、1990年6月29日 開催の第26期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株 主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項 該当事項はありません。
- ④ 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬等の	報酬等	対象となる			
役員区分	総額 (百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (人)	
取締役 (うち社外取締役)	126 (10)	126 (10)	-		6 (3)	
監査役 (うち社外監査役)	15 (6)	15 (6)	<u> </u>		4 (2)	

(注) 監査役には、2021年6月25日開催の第57期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した 1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 吉澤晴幸
 - (イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係 該当事項はありません。
 - (ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割 に関して行った職務の概要

取締役会18回開催の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督しております。

また、指名報酬諮問委員会の委員長及び当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)に規定される独立委員会の委員を務めております。

- ② 取締役 本夛昭文
 - (イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係 兼職先と当社との間には、取引関係はございません。
 - (ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割 に関して行った職務の概要

取締役会18回開催の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督しております。

また、指名報酬諮問委員会及び当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)に規定される独立委員会の委員を務めております。

- ③ 取締役 村上洋子
 - (イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係 兼職先と当社との間には、取引関係はございません。
 - (ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割 に関して行った職務の概要

取締役会18回開催の全てに出席し、税理士としての豊富な経験と財務、会計及び税務に関する幅広い知見に基づき適宜に助言を行う等、独立の立場から経営を適切に監督しております。

また、指名報酬諮問委員会の委員を務めております。

- ④ 監査役 梅本 弘
 - (イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

弁護士法人栄光と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は、当社が定める独立性基準(年間10百万円)以下であり、梅本弘氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

関西テレビ放送株式会社と当社との間には、取引関係はございません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会18回開催及び監査役会13回開催の全てに出席し、弁護士及び異業種企業の社外役員としての幅広い知見から助言を行うとともに独立の立場から監査を行っております。また、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)に規定される独立委員会の委員長を務めております。

⑤ 監査役 杉本勝徳

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

杉本特許事務所と、当社は知的財産権に関する顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は、当社が定める独立性基準(年間10百万円)以下であり、杉本勝徳氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会18回開催及び監査役会13回開催の全てに出席し、弁理士及び所属団体の主要役員の他、様々な経験から得た幅広い知見から助言を行うとともに独立の立場から監査を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(注) 会社法に基づく監査業務の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額を実質的に区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人に当社の監査業務に重大な支障を来すおそれがある事項が生じた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為等(当社「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)」で定義しています。以下同じ)であっても、当企業集団の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当企業集団の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当企業集団の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上または株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者(当社「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)」で定義しています。以下同じ)は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、「コミュニケーションで創る楽しい未来・愉快な技術」を経営理念とし、培ってきた無線通信技術とゼロからモノを産み出す創造力を活かし、お客様の要望や期待にお応えする製品とソリューションを提供することで、急速に発展していく情報社会に貢献するとともに安全で豊かな社会の実現に貢献しています。

当社の企業価値の源泉は創業以来、一貫してMade in Japanのモノづくりにこだわっており、ソフトウエア・ハードウエアを含めたほぼ全ての要素技術を自社で開発、製品設計から製造までを国内拠点で行うことにより、優れた製品を少量多品種で効率よく生産するノウハウを蓄積するなど無線通信機器メーカーとして高い技術力を維持しております。また当社の生産する携帯電話回線を利用した一斉同報の無線機(IP無線機)は大手航空会社、大手鉄道会社等を中心に導入していただくなど、インフラ運営に欠かせない機材となっており、当社のMade in Japanの品質と信頼性、及び顧客の細かなニーズに対応できる技術力が、大手競合他社には参入が困難な日本の国家機関に対する装備品の納入を可能としております。さらには、衛星無線通信機は有事の通信手段として国際連合(UN)や各国政府からの需要もあり、当社はインフラを担う企業としての存在感を高めつつあります。

また、当社の健全な財務体質は、積極的な事業の展開を支えるとともに、インフラを担う企業として重要な条件である経営の安定性を裏付けるものとなっております。

当社は、企業価値の更なる維持・強化のために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

- ① コアビジネスの強化
- ・無線機単体のビジネスからより高度なコミュニケーションシステムの開発・販売
- ・衛星無線诵信分野への進出
- ・異なる無線プロトコル間の通信を可能にするハイブリッド製品の開発
- ② 新たなビジネスモデルへの挑戦
- ・回線料収入等のストックビジネスの拡大
- ・無線通信の要素技術を用いた異業種への参入
- ③ モノづくりの改革と進化
- ・ロボットによる牛産の自動化
- ・生産体制のスマートファクトリー化

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年6月24日開催の第56期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)につき株主の皆様のご承認を頂いて導入いたしました。

当社は、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社 固有の事業特性や当社及び当企業集団の歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業 価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考 えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当該取締役会が、独立委員会(本プランで定義しています。以下同じ。)の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、本プランの導入を行っております。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値 ひいては株主共同の利益を確保・向上することに資するものであって、当社会社役員の地位の 維持を目的としたものではないと考えております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること。
- ・企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的としていること。
- ・本プランの存続には、株主の意思が反映される仕組みとなっていること。
- ・独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示が徹底されるものであること。
- ・対抗措置の発動には合理的な客観的発動要件が設定されていること。
- ・デッドハンド型若しくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと。

「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)」の詳細につきましては、当社ウェブサイト(https://www.icom.co.jp/)の投資家情報をご参照ください。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目 金 額 科目 金 額 資産の部 負債の部 流動資産 46,601 流動負債 4.099 現金及び預金 27.077 買掛金 1.651 受取手形 329 未払金 767 売掛金 4,386 未払法人税等 165 商品及び製品 4.727 507 賞与引当金 什掛品 62 製品保証引当金 39 原材料及び貯蔵品 7.671 その他 967 その他 1.533 2.365 固定負債 貸倒引当金 △19 退職給付に係る負債 831 固定資産 16,767 繰延税金負債 173 有形固定資産 7.637 その他 528 1.982 5.632 建物及び構築物 負債合計 純資産の部 機械装置及び運搬具 638 十地 4,330 株主資本 56.502 建設仮勘定 112 資本金 7.081 10,449 その他 574 資本剰余金 利益剰余金 40.417 無形固定資産 168 自己株式 投資その他の資産 8.962 △1.445 その他の包括利益累計額 1,234 投資有価証券 5.431 373 繰延税金資産 840 その他有価証券評価差額金 1.037 差入保証金 2,141 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額 △176 その他 577 純資産合計 57.736 △28 貸倒引当金 63.369 負債及び純資産合計 63.369 資産合計

(単位:百万円)

(単位:百万円)

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科目	金額
売上高	28,277
売上原価	16,905
売上総利益	11,371
販売費及び一般管理費	10,313
営業利益	1,058
営業外収益	534
受取利息	73
受取配当金	41
投資有価証券売却益	9
為替差益	318
その他	90
営業外費用	18
持分法による投資損失	7
その他	10
経常利益	1,574
特別損失	89
投資有価証券評価損	89
税金等調整前当期純利益	1,484
法人税、住民税及び事業税	376
法人税等調整額	14
法人税等合計	390
当期純利益	1,093
親会社株主に帰属する当期純利益	1,093

貸借対照表(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の		負債の	
流動資産 現金及び預金	35,570 17,369	流動負債	3,331
現金及び 原金 受取手形	328	買掛金	1,593
売掛金	5,018	未払金	989
商品及び製品	2,866	未払費用	180
仕掛品	34	未払法人税等	49
原材料及び貯蔵品	7,665	前受金	69
前渡金	137	預り金	49
前払費用	123	前受収益	14
信託受益権	1,800	賞与引当金	377
その他	228	その他	8
貸倒引当金	△1		
固定資産	15,351	固定負債	555
有形固定資産	6,096	長期未払金	456
建物	1,091	退職給付引当金	52
構築物	20	その他	47
機械及び装置	475	負債合計	3,887
車両運搬具	13		
工具、器具及び備品	385	株主資本	46,661
土地	3,975	資本金	7,081
建設仮勘定	102	資本剰余金	10,449
その他 無形固定資産	32 139	資本準備金	10,449
無水回た貝座 ソフトウエア	138	利益剰余金	30,575
その他	1		•
投資その他の資産	9,115	利益準備金	293
投資有価証券	5,323	その他利益剰余金	30,282
関係会社株式	631	資産圧縮積立金	0
関係会社出資金	171	別途積立金	19,767
破産更生債権等	21	繰越利益剰余金	10,515
長期前払費用	240	自己株式	△ 1,445
繰延税金資産	303		
差入保証金	2,136	評価・換算差額等	373
その他	314	その他有価証券評価差額金	373
貸倒引当金	△28	純資産合計	47,034
資産合計	50,922	負債及び純資産合計	50,922

(単位:百万円)

(単位:百万円)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科目	金額
売上高	23,072
売上原価	15,314
売上総利益	7,758
販売費及び一般管理費	7,411
営業利益	346
営業外収益	579
受取利息	52
有価証券利息	13
受取配当金	41
投資有価証券売却益	9
為替差益	317
受取賃貸料	128
その他	15
営業外費用	120
賃貸費用	112
その他	7
経常利益	806
特別損失	118
投資有価証券評価損	118
税引前当期純利益	687
法人税、住民税及び事業税	211
法人税等調整額	△52
法人税等合計	158
当期純利益	529

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

アイコム株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

| 旅館 | 旅館 | 旅館 | 旅館 | 旅館 | 旅館 | 大きずる | 大きな |

能有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイコム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査 法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関 する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監 査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判 断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続 企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明 することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

アイコム株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

| 旅館 | 旅館 | 旅館 | 旅館 | 旅館 | 旅館 | 大きずる | 大きな |

能定,限责任社员 公認会計士 中 尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイコム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算 書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違 以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合に は当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企 業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業 は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正 に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査基本方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

アイコム株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬 戸 隆 幸 印

社外監査役 梅 本 弘 即

社外監査役 杉 本 勝 徳 印

以上

()	X	Ŧ	欄〉					

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市平野区加美南一丁目 1番32号

本社 3 階会議室 電話: 06 (6793) 5301





JR大和路線 加美駅 下車徒歩 3 分 JRおおさか東線 新加美駅 下車徒歩 3 分

※なお、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。 ご来場の株主様へのお土産の配布は、昨年に引き続き、取りやめさせていただきます。